

定期報告対象建築物及び特定建築設備等

【建築物】

用途	対象となる規模等（次の一以上に該当する場合（[対象外]を除く））※1	報告周期	報告時期（年度）※3							
			R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
劇場、映画館又は演芸場	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②客席の床面積 200㎡以上 ③主階が1階にない ④地階(対象用途100㎡超)	【対象外】平屋建て、かつ、客席の床面積300㎡以下	2年	●		●		●		●
観覧場(屋外観覧場は除く)、公会堂、集会場	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②客席の床面積 200㎡以上 ③地階(対象用途100㎡超)	【対象外】平屋建て、かつ、客席の床面積300㎡以下	2年	●		●		●		●
病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②2階の対象用途の床面積 300㎡以上 ③地階(対象用途100㎡超) ④対象用途の床面積500㎡超		2年	●		●		●		●
児童福祉施設等	①3階以上の階(対象用途100㎡超)※ ②2階の対象用途の床面積 300㎡以上※ ③地階(対象用途100㎡超)※ ※①～③は「高齢者、障がい者等の就寝の用に供する用途」※2に限る ④対象用途の床面積500㎡超		2年	●		●		●		●
旅館、ホテル	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②2階の対象用途の床面積 300㎡以上 ③地階(対象用途100㎡超) ④対象用途の床面積500㎡超		2年		●		●		●	●
共同住宅等(共同住宅又は寄宿舎でサービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障がい者グループホームに限る)	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②2階の対象用途の床面積 300㎡以上 ③地階(対象用途100㎡超)		2年	●		●		●		●
学校(付属する体育館を含む)	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②対象用途の床面積2,000㎡超		3年	●			●			●
体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②対象用途の床面積 2,000㎡以上		3年	●			●			●
博物館、美術館、図書館	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②対象用途の床面積 2,000㎡以上	【対象外】平屋建て	3年	●			●			●
百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②2階の床面積 500㎡以上 ③地階(対象用途100㎡超) ④対象用途の床面積1,500㎡超	【対象外】平屋建て、かつ、対象用途の床面積1,500㎡以下	2年		●		●		●	●
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	①3階以上の階(対象用途100㎡超) ②2階の対象用途の床面積 500㎡以上 ③対象用途の床面積 3,000㎡以上(カフェー、待合に限る) ④対象用途の床面積500㎡超(カフェー、待合を除く) ⑤地階(100㎡超)	【対象外】平屋建て、かつ、対象用途の床面積500㎡以下	2年		●		●		●	●
事務所	①地階除く階数5以上かつ3階以上の対象用途の床面積1,000㎡超		3年	●			●			●

※1 1階が避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。)の建築物を想定しています。避難階が複数ある場合等は[対象外]の条件が変わる場合がありますので、建築指導課までお問い合わせください。

※2 「高齢者、障がい者等の就寝の用途」とは、共同住宅及び寄宿舎等(サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障がい者グループホームに限る。)並びに児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障がい児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、厚生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障がい者支援施設、福祉ホーム及び障がい福祉サービスを行う施設に限る。)をいいます。

※3 建築物を新築又は改築(一部の改築を除く)した場合で、建築基準法に基づく検査済証が交付された場合は、その直後の時期の報告は免除されます。(建築基準法施行規則第5条第1項)

【建築設備等】

対象用途	対象となる規模等（[対象外]を除く）	報告周期	報告時期（年度）※4							
			R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
昇降機	①エレベーター ②エスカレーター ③小荷物専用昇降機（フロアタイプ） ※別図「小荷物専用昇降機のタイプ例」を参照してください。	[対象外] ・カゴが住戸内のみを昇降するもの ・労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第6号に規定する昇降機	1年	●	●	●	●	●	●	●
建築設備（昇降機以外）	定期報告対象建築物に設置された建築設備のうち次のもの ①換気設備（法第28条第2項ただし書き及び同条第3項の機械換気設備に限る） ②機械排煙設備（排煙機を有するものに限る） ③非常用の照明装置（バッテリー内蔵型を除く）		1年	●	●	●	●	●	●	●
防火設備	定期報告建築物又は病院、有床診療所、高齢者・障がい者等の就寝用途の建築物※2（対象用途の床面積200㎡以上）に設置された防火設備のうち次のもの ①防火扉 ②防火シャッター ③耐火クロススクリーン ④ドレンチャー等	[対象外] ・常時閉鎖式の防火設備（普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動に閉鎖状態に戻る方式のもの） ・防火ダンパー ・外壁開口部の防火設備	1年	●	●	●	●	●	●	●

※4 建築設備等を新たに設置した場合で、建築基準法に基づく検査済証が交付された場合は、その直後の時期の報告は免除されます。（建築基準法施行規則第6条第1項）

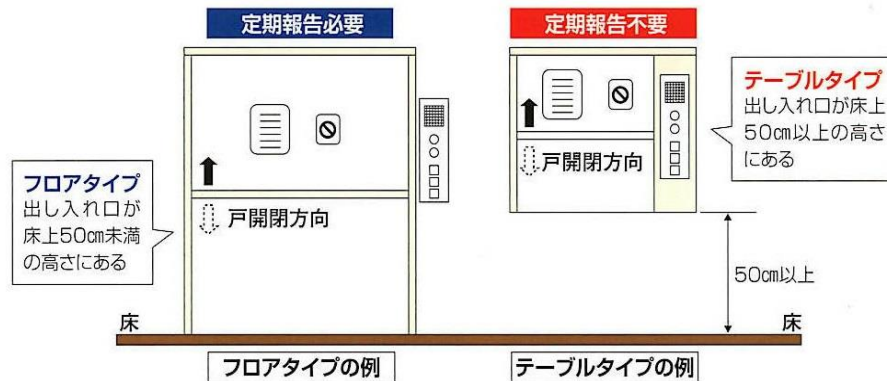


図 小荷物昇降機のタイプ例（出典：長野県定期報告制度リーフレット）

【遊戯施設等】

対象となる遊戯施設（H28.6.1の制度改正による取扱いの変更はありません。）	報告周期	報告時期（年度）※5							
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
建築基準法施行令第138条第2項各号に掲げるもの（例 観光用エレベーター、ウォーターシュート、観覧車）	1年	●	●	●	●	●	●	●	●

※5 遊戯施設を新たに設置した場合で、建築基準法に基づく検査済証が交付された場合は、その直後の時期の報告は免除されます。（建築基準法施行規則第6条の2の2第1項）